



第6章 計画の推進体制と進行管理

この章では、環境基本計画を推進していくための体制や、
計画の進行管理方法について整理しています。

第6章

6-1 推進体制

1) 計画の推進体制の確立

市は、計画の効率的推進に向けて、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について各課間で横断的な協議を行うとともに、施策間の調整を行います。これらを効率的に実施していくため、市民、滞在者、事業者を含めた推進体制を確立します。

環境審議会、庁内検討委員会それぞれの役割等は表6-1の通りで、計画の推進体制は図6-1の通りです。

表6-1 各組織の役割等

名 称	役 割 等
環境審議会	市長の諮問に依りて、調査結果や計画案などについての意見調整を行う審議機関です。
庁内検討委員会	環境審議会と連携する組織であり、環境審議会の意向を踏まえ、市役所内の各部署にある計画等との整合性の確認や各課の意見を聴取し、環境基本計画に反映させるための組織です。併せて、施策調整の場としてワーキンググループも組織します。

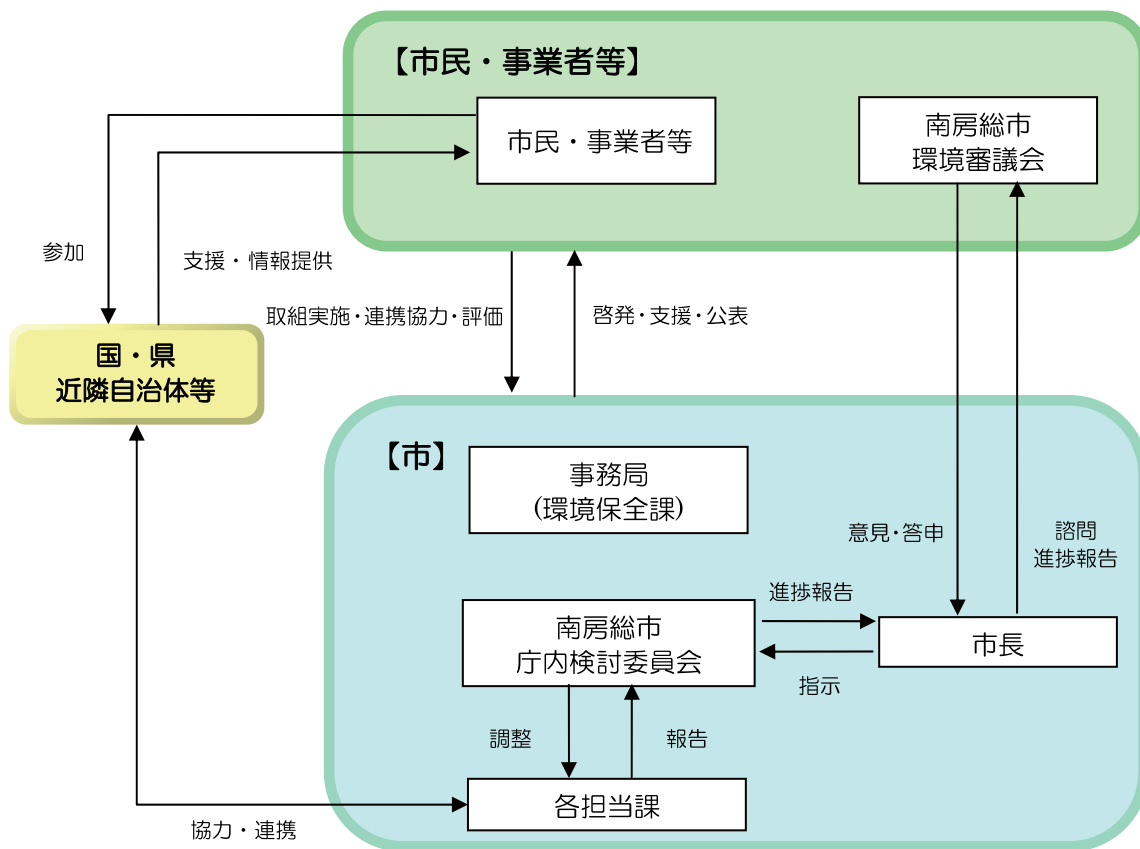


図6-1 計画の推進体制

2) 環境に配慮した取り組みの推進（市、市民、滞在者、事業者それぞれの推進）

市は、率先して環境に配慮した取り組みを実行し、計画の目的および内容については市民、滞在者、事業者、各種団体に対して普及・啓発活動等を進め、その趣旨の周知徹底につとめます。

環境事業を総合的に整備し、積極的な情報の提供を行い、市民、滞在者及び事業者の参加の推進を図っていきます。

市民、滞在者及び事業者が計画の趣旨を理解し、自らの責任において環境に配慮した生活に切り替えていけるよう、家庭、学校、職場、地域等多種多様な機会をとらえ、優れた環境の保全及び新たな快適環境の創出についての教育・学習を推進します。

3) 事業者、地域、民間団体のネットワーク化

市民（個人、団体を問わず）や事業者の主体的な活動を広げるとともに、滞在者の参加や地域のよりよい環境作りのための活動の連携を促すため、市民及び事業者による幅広い環境活動ネットワーク形成を支援します。

4) 国、県、周辺自治体等との協力体制づくり

計画の推進にあたっては、市を主体としながら、国や県、周辺自治体等へ環境基本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請して、連携しながら計画を推進します。

5) 進捗状況の報告

計画を着実に実行するため、進捗状況に関する報告を行います。

南房総市では、今後、総合計画の見直しが行われるため、環境基本計画で取り上げた施策については総合計画にも反映させることで、計画の実効性を高めていきたいと考えています。

第6章

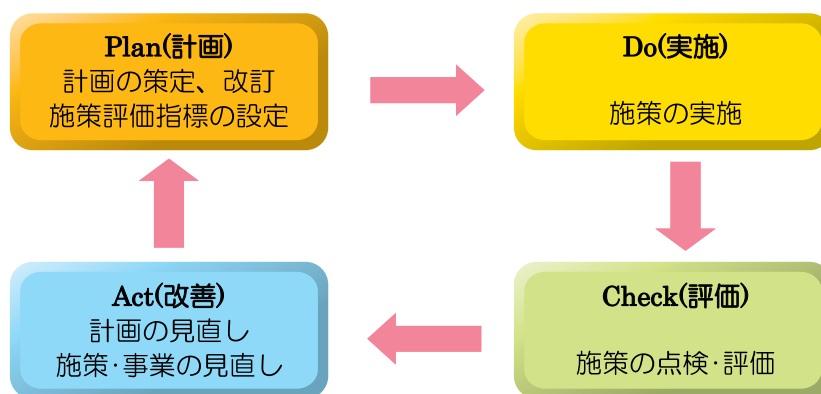
6-2 進行管理

1) 進行管理の手法

環境基本計画で定めた様々な取り組みを実践し、継続的な改善を図るためには、計画の進行管理を行う必要があり、進捗状況を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、環境基本計画の進行管理は、環境マネジメント手法（PDCAサイクル*）に基づいて行います。計画に基づく施策を実施し、環境の現状や施策の実施状況を把握し、施策評価指標の達成状況をチェックします。

このサイクルは1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や様々な社会情勢等の変化を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しも行います。



2) 進捗状況の点検・評価

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、庁内検討委員会において、計画の進捗状況について年度ごとに点検及び評価を行います。

また、環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

3) 計画の進捗状況の公表、見直し

計画の進捗状況については、広報やホームページ等を利用して市民・事業者へ公表、報告していきます。

また、環境に関する国内外の動向や社会経済情勢の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、計画期間にとらわれず必要に応じて見直しを図ります。